

## 生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市水道事業事務決裁規程及び市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成25年 3月29日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

生駒市水道事業事務決裁規程及び市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部を改正する規程

(生駒市水道事業事務決裁規程の一部改正)

第1条 生駒市水道事業事務決裁規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第13号中「200万円以上1,000万円未満」を「500万円以上2,000万円未満」に改め、同条第25号中「1,000万円以上」を「2,000万円以上」に改め、同条第26号中「200万円以上1,000万円未満」を「500万円以上2,000万円未満」に改める。

第4条の2第6号及び第11号中「200万円以上500万円未満」を「500万円以上1,000万円未満」に改める。

第5条第7号及び第17号ヒ中「200万円未満」を「500万円未満」に改める。

第8条第2号及び第4号中「150万円未満」を「300万円未満」に改める。

第8条の2第3号中「5万円未満」を「100万円未満」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「10万円未満の歳入」を「100万円未満の収入」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 予定価格100万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入

及び印刷製本等の起工に関すること。

第11条第2項中「主幹専決」を「課長補佐専決、主幹専決」に改める。

(市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部改正)

第2条 市長から事務委任された事務に関する事務専決規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表の4の表第1号中「10万円未満」を「100万円未満」に改め、別表の5の表第1号中

「

1,000万円未満	500万円未満	200万円未満	150万円未満	
-----------	---------	---------	---------	--

」

を

「

2,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	300万円未満	100万円未満
-----------	-----------	---------	---------	---------

」

に改め、同表第2号中「150万円未満」を「300万円未満」に、「5万円未満」を「100万円未満」に改め、同表第3号中

「

150万円未満	
---------	--

」

を

「

300万円未満	100万円未満
---------	---------

」

に改め、同表第4号中「1,000万円未満」を「2,000万円未満」に、「500万円未満」を「1,000万円未満」に、「200万円未満」を「500万円未満」に、「150万円未満」を「300万円未満」に、「5万円未満」を「100万円未満」に改め、同表第5号中「150万円未満」を「300万円未満」に、「5万円未満」を「100万円未満」に改める。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。